

平成 21 年 5 月 18 日

労働・雇用分野における障害者権利条約への対応について
(中間整理案) に対する意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会 長 近 藤 正 臣

※ 今後の検討の方向性として盛り込んでいただきたい意見

● その他（福祉的就労・保護雇用）

(一般就労、福祉的就労・保護雇用の両方の重視)

- 福祉的就労・保護雇用は、一般就労は困難だが、一定の支援を受けながら働きたい意思を持つ方々の思いに応える大切な支援である。一般就労のみではなく、福祉的就労・保護雇用の両方を重視することが必要であり、障害者の雇用・就労の充実・活性化を図るためには、この両輪で就労支援全体の底上げを図るという視点が重要になる。

(労働施策と福祉施策の本格的統合に向けた検討)

- 現行の福祉的就労・保護雇用の場における利用者負担の発生や労働者性の問題、就労継続支援 A 型事業における雇用契約と利用契約の二重契約の問題、就労移行支援事業で利用者負担が発生する一方で公共職業訓練では訓練手当が支給されるなど、労働施策と福祉施策との間に矛盾がある現状をふまえ、これらの根本的問題の解決を目指し、障害者の就労支援に関する労働施策と福祉施策のあるべき方向について検討（本格的統合に向けた検討）を進めていく必要がある。